

社会福祉法人 成光苑

平成 28 年度 事業計画

I. 事業方針等

成光苑においては、社会福祉法人としての役割と責務を果たすべく、効果的かつ適正・健全に法人運営を行うことを旨とし、自律した経営の強化を目指すとともに、公益性の確保と提供する福祉サービスの質の向上に努め、地域への貢献事業等に繋げる事を目的とする。

これらの事を念頭に置き、社会福祉法人 成光苑において、今後の事業展開や組織体制のあり方等について、以下のとおり進めていくことで検討している。

【中長期計画】

(1) 新規事業

① 岩戸ホーム 特別養護老人ホーム老朽改築

→平成 28 年度協議、申請、入札等。平成 30 年度全面完成予定(平成 29 年度一部事業開始)

② ライフ・ステージ舞夢 新規特養(地域密着型)の開設

→舞鶴市との協議段階

(2) 地域貢献事業の活性化

① 地域貢献事業推進担当者の設置等の体制整備による内容の充実化

② 高齢者部門全施設における相談窓口設置による地域ニーズの把握

③ 訪問型支援等、子育て支援事業の充実に向けた体制整備

(3) 組織体制の整備等

① 社会福祉法人制度改正に伴う体制整備

② 日本経営品質賞の考え方に基づく組織体制の整備

(4) 人財育成・確保体制

① 高齢者部門の人事考課の見直し

② 保育部門のキャリアパスをイメージした研修体制の構築

③ 人財確保体制・活動内容の再検討

2. 平成 28 年度計画

(1) 新規事業等

① 障がい福祉事業(ココリス:生活介護;定員 10 名・児童発達支援;定員 10 名)の開設(平成 28 年 4 月 1 日)

② 高槻けやきの郷におけるサービス付高齢者住宅の開設(平成 29 年 2 月予定)

③ 吹田竜ヶ池デイサービスセンター(一般型)の地域密着型通所介護事業への移行及び定員変更(平成 28 年 4 月 1 日)

④ 一津屋愛育園の認定こども園への移行(平成 28 年 4 月 1 日)

⑤ 吹田市内の待機児への対応として第二愛育園の増築及び定員増(平成 28 年 7 月予定)

(2) 重点項目等

〔法人〕

① 事業の展開に伴う法人全体の事業状況の把握及び財政基盤の安定を図るための経営分析
・公認会計士による会計自主監査の受審及び税理士による原則課税への対応

② 社会福祉法人としての公益的な活動の推進 (※アクションプラン 2015(全国経営協)に基づく実践)

・全施設における地域貢献事業の充実、更なる展開 (※詳細は各施設の事業計画参照)

・生活困窮者自立支援法に基づく各施設での支援体制の整備等(中間的就労等の受入等)

・生活困窮者への支援体制の整備及び基金への拠出

- 大阪府:「大阪しあわせネットワーク」/京都府:京都地域福祉創生事業「わかプロジェクト」への参画
- ・災害発生時への支援体制の整備
 - 福祉避難所としての備蓄等の対応整備、職員派遣・義援金の寄付等

③地域の福祉ニーズに対応したサービスの提供

- ・従来の高齢者・児童を対象としたサービスに留まらず、障がい者・児への支援体制を整備し、全世代への福祉サービスの提供。

④組織体制の充実・整備

- ・平成 29 年度 社会福祉法人制度改正に向けた組織体制の整備
- ・法人本部体制の強化
- ・日本経営品質賞(日本生産性本部)の考え方に基づく組織体制の整備
 - アセスメント基準書の視点に基づいた法人の現状の落とし込み作業の実施し、法人としての強み・弱みの抽出を行う
 - 特に、「組織能力」の向上に向けた活動内容について、弱みの改善に向けた提案を行い、平成 29 年度 事業計画策定時に反映する
 - 組織プロフィールの作成
- ・労働環境の改善(継続的な見直し)
 - ストレスチェックの実施等、メンタルヘルスに関する体制整備
 - 給与規程・就業規則等の見直し等

⑤法人理念の明確化及び周知の徹底

- ・理念等を冊子化した「和顔愛語」(平成 26 年度発行)の全職員への周知

⑥適切な情報開示

- ・情報開示に対応するための情報の整理

〔高齢者部門〕

①岩戸ホーム老朽改築に向けた準備体制の整備

- ・増改築検討会の実施による内容の検討と計画の立案
- ・京都府との事前協議等

②在宅サービス充実への取り組み

- ・岩戸ホーム、サンヒルズ紫豊館協働による地域包括ケアに向けた活動
- ・総合的なサービス提供施設である高槻けやきの郷に併設したサービス付高齢者向け住宅の開設(入居者のニーズに応じた多様なサービスの提供)
- ・介護保険法改定に伴う

③地域の福祉ニーズへの対応

- ・福祉ニーズの把握方法についての再検討
 - 各施設における総合相談窓口設置について地域等への周知方法の再検討
 - 地域住民へのアンケート等の実施によるニーズ把握

④ISO9001 システムの規格改定への対応

- ISO9001:2015 規格への改定に伴う文書・体制等の見直し(検討会の設置)

⑤人事考課制度の見直し

- 施設長評価の全面改定、新たな評価項目で平成 28 年度試行し、平成 29 年度より運用開始

〔保育部門〕

①子ども子育て新システムの導入に伴う体制整備の継続的な検討

②女性の社会参加を支援するための保育サービスの提供

- ・地域における待機児解消に向けた事業展開及び受入体制の整備
- ・延長保育事業、一時預かり事業、学童保育事業(自主事業)等の積極的な実施
- ・日曜祝日保育事業(自主事業)の実施(第二:365 日対応型/正雀:年末年始除く日祝日)

③地域子育て支援に関する事業の充実

- ・法人内全園における地域子育て支援事業の実施(一部、自主事業として実施)
- ・地域子育て支援対策委員会の定期開催
- ・法人で独自に作成した健康及びあそびに関するハンドブックの無料配布
- ・子育て中の家庭及び妊婦に対する情報発信の強化
- ④地域の福祉ニーズへの対応
 - ・全園にスマイルサポーター(地域貢献支援員)を配置
 - ・育児を中心とした相談窓口の更なる周知
 - ・認定こども園における利用者支援事業の充実
 - 保護者の要望に応じられるよう随時対応が可能な体制を構築
- ⑤第三者評価受審に向けたマニュアルの全面的な見直し
 - ・第三者評価受審に向け、全園のマニュアルの統一化及び内容を精査するための検討会の実施

〔障がい部門〕

- ①法人内外の関連機関と連携
 - ・利用者確保
 - ・多様なニーズに対応できる体制の整備
- ②地域の福祉ニーズへの対応

II. 処遇方針等

個人の尊厳を旨とし、個々の利用者の心身状態に応じた最善のサービスを提供するとともに、常にサービスの質の向上を念頭に置いた体制を整備する。

〔高齢者部門〕

- ①サービスの質の向上のためのシステムの構築
 - ・ISO9001 システムの運用管理の徹底及び更新審査受審(平成 28 年 4 月受審)
- ②リスク管理/事故予防体制の充実
 - ・不適合サービス(ヒューマンエラー)のうち、施設・部署ごとの重点改善項目の設定及び減少に向けた取り組みのための体制整備
 - ・ISO 事務局内での医療に関わるリスク管理・予防の検討
- ③高齢者虐待防止に関する体制の強化
 - ・高齢者部門全施設統一のチェックリストの作成及び振り返り・評価等の実施体制を整備
 - ・内部監査における各施設の状況確認
 - ・各施設での研修会の実施
- ④サービスの外部監査・内部監査の実施による評価・確認体制の整備
 - ・法人内高齢者全施設の第三者評価受審完了
 - ・ISO システムにおける内部監査の実施及び自主点検表による自己チェックの実施
- ⑤全施設における認知症ケアの充実のための体制整備

〔保育部門〕

- ①幼保一体化に向けての保育・教育内容や行事のあり方の検証
 - ・教育・保育要領に関する理解に基づく、教育・保育内容の見直し
 - ・法人内全園において「教育」の導入(継続)
 - 立腰及び3歳児以上を対象とした漢字教育・百珠算盤の実施
 - 外国人講師による英語あそびの充実(統一テキストの使用等)
 - ・年間を通じた水泳指導体制の構築(正雀プール、千里丘スイミングスクール)
 - ・各園での特色ある保育内容の実施 ※詳細は各園の事業計画書参照
 - ・個々の性格や発達状態を配慮した個別保育の実施等

- ・家庭や地域とのコミュニケーションの強化による保育内容の充実
- ②保育サービス等に関する自己評価の実施
 - ・各園において一定の評価基準に基づき、自己評価(園・保育士/保育教諭)を行い、サービスの質の向上と改善につなげる体制を整備
 - ・自己評価・園評価項目の見直し
- ③リスク管理体制の整備
 - ・全園の事故対応マニュアル等の見直し(安全管理マニュアルとして管理職層が検討)
 - ・各園での危機管理に関する研修会の実施
 - ・苦情・要望対応マニュアル及び報告書様式の改定(平成 28 年 4 月施行)
- ④食事の提供・食育の充実
 - ・給食担当者会議の開催による情報共有(献立、アレルギー児への対応、食育計画等)
 - ・各園において食育計画の振り返りや評価を適切に実施できる体制を整備
- ⑤障がい児の積極的な受入
- ⑥児童虐待防止に関する体制の強化
 - ・各園での研修会の実施
- ⑥家庭的背景に課題のある子どもへの支援の検討、体制の充実
 - ・関係機関との連携体制の構築

〔障がい部門〕

- ①障がい特性に応じたサービスの提供
 - ・専門性の高い有資格者を配置し、医療的ケア等、個々のニーズに応じたサービス提供
- ②各関連機関と連携したサービス提供
 - ・法人内各施設(介護・保育)及びその他外部関連機関と連携した総合的サービスの提供

Ⅲ. 人材育成及び研修体制

利用者の自立・自律・安心・安全だけでなく、変化するニーズから、さらにその人の可能性を伸ばすサービス展開を図るため、必要な学ぶ機会を確保するとともに育成システムを整備する。

〔法人〕

- ①幹部職層を中心とした研修の実施等、育成体制の整備
 - ・経営品質 PJ を通じ、次世代を担う幹部職層の育成
- ②法人理念・経営方針・大切にしたい想い・求めるスタッフ像(「和顔愛語」)の全スタッフへの周知のための体制整備
- ③メンタルヘルス等をはじめとする労働環境整備のための研修会等の受講推進

〔高齢者部門〕

- ①ISO 事務局員も含めた人材育成プロジェクトの編成・定期的な検討会議の開催
 - ・各施設における研修内容等との重複を避け、効率的・効果的な法人全体研修を実施
- ②チューター制度の運用及び「新人職員研修プログラム」の活用による新人指導体制の充実
- ③階層別研修の実施・内容の見直し
 - ・新人研修
 - 新人として身につけておくべき基礎を、平成 28 年度より、Ⅰ(法人研修)・Ⅱ(地域別研修)・Ⅲ(施設内研修)の3段階に区分して実施
 - ・中級職員研修
 - 中級役職者を対象に、チューターリーダー研修及び状況対応能力向上研修を実施
 - ・チューター研修
 - 養成研修・ステップアップ研修の2段階に区分して実施

研修名	対象者 期間	内容
新人基礎研修	入職1年未満の新人職員 ※Ⅰ:①主に新卒者:4/1・4/2(2日)②中途採用者 対象:10月頃(1日) ※Ⅱ:年3・4回(1日) ※Ⅲ:各施設で設定	・基礎研修Ⅰ:求められる人財像、ビジネススキルの基礎、マナー、法人の各種取り組みへの理解等 ・基礎研修Ⅱ:法人の仕組み、活動の基礎、人権擁護、リスクマネジメント等 ・基礎研修Ⅲ:各施設内組織図と役割、ルール、備品や機器の使い方、手順等の説明
新人ステップアップ研修	基礎研修を受講した者 (1日)	・1年間の振り返りと2年目へのステップアップ
チューター養成研修	新人スタッフを主に育成・サポート・評価する者(2日)	・新人職員を指導するための教授法 ・部下指導のためのコミュニケーションスキル ・新人職員研修プログラムの使い方等
チューターステップアップ研修	OJTに関わり6か月過ぎたチューター(1日)	・チューターとしての課題抽出とステップアップ ・モチベーションアップのための講義
中級職員(チューターリーダー研修)	チューターをサポートする者(1日) ※京都/大阪	・チューターをサポート、アドバイスするスキルの取得 ・部署スタッフ間の調整能力の向上
中級職員(状況対応能力向上研修)	中級役職者 (1日)	・インバスケットのスキルの体験 ・仕事の優先順位を考え状況対応能力の向上

④認知症ケア研修の更なる充実

- ・平成27年度に作成した認知症基礎研修のテキストを使用した研修会の実施
- ・認知症ケアマッピングの実施等

⑤他法人との連携を強化した研究発表会(第12回)の開催

- ・各施設からの代表者を選出したメンバーで構成する研究発表会実行委員会を設置。
- ・発表テーマ数・参加法人数ともに拡大し、会場をホテルに移しての開催とする。

⑥外国人労働者への教育体制の整備

- ・当法人で就労する在日外国人への日本語教育等も含めた研修体制の充実

〔保育部門〕

①法人全体研修体制の強化及び整備

- ・キャリアパスをイメージした研修体制を構築
→法人研修について、新人スタッフ、中堅スタッフ、管理者(主任/主幹、園長)とに区分した内容で実施
- ・平成28年度より新たに、主任・主幹が講師となり、新人を対象とした法人研修を実施
- ・保育部門・法人全体研修における各種研修・検討会の実施(詳細は下表参照)

研修名	対象者・回数	内容
7ヶ園合同研修会	全スタッフ・年1回 (新規採用スタッフ含む)	年度ごとにテーマを設定し、外部講師による講義等も含め、全園保育士及び新規採用スタッフが参加する研修会の実施
新人職員研修 (平成28年度より新規開始)	新規採用スタッフ 年1回	各園の主任・主幹が講師となり、①心得・マナー、②平常保育、③記録等の3つのテーマを設定し研修会を実施。
立腰・漢字教育・百珠算盤等に関する研修	①新規採用スタッフ ②中堅スタッフ 各年1回(予定)	立腰・漢字・百珠算盤等を導入するにあたり、スタッフの指導力の向上を目的とする(基礎編とステップアップを目的とした内容とに区分して実施)
スイミング研修 ※外部講師	新人及び2～3年目の者 年1回	実技等を通して、初級レベルの指導方法や安全基準について学ぶ。
リズム研修 ※内部講師	①新人及び乳児担当者 ②幼児担当者	子どもへのリズム指導のスキルアップを目的として実施(実施回数未定)
音楽指導研修 ※外部講師	中堅スタッフ 年1回	現場で活用できる音楽指導方法等について学ぶとともに、受講した内容をもとに、新人スタッフへの指導につなげる。

体育指導研修 ※外部講師	中堅スタッフ 年1回	現場で活用できる体育指導方法等について学ぶとともに、受講した内容をもとに、新人スタッフへの指導につなげる。
コミュニケーション研修	中堅スタッフ 年1回	部下指導を目的としたコミュニケーションの手法等について学ぶ。
障がい児研修 ※外部講師	全スタッフ・年1回	障がい児保育の充実に向けた専門的知識・対応方法等の獲得
公開保育	担当園が開催 年1回	法人内の担当園が主催し、保育の見学及び情報交換を実施。自園の保育を見直す機会とする
マニュアル見直し検討会 (平成28年度より新規開始)	①園長 ②主任・主幹 ③中堅スタッフ 各2ヶ月/回以上	第三者評価受審に向けて、各階層別に分担し、現状のマニュアルの全面的な見直しを行うことを通じて保育の質の向上を図る。
子育て支援対策委員会	子育て支援担当者 2ヶ月/回	地域子育て支援事業の充実のため情報共有、協働活動を実施。地域の子育て中の家庭に対する情報発信のための通信の発行。
給食担当者会議	給食担当者 年4回(予定)	子どもへの食事の提供の充実のため献立の共有等の機会を確保するとともに、給食担当者の業務の効率化の検討や衛生管理体制の確認等を行う。
主任・主幹会議	主任保育士・保育教諭 2ヶ月/回程度	第三者評価受審に向けてマニュアルの見直しや自己評価等の項目の検討を行う。
園長検討会 (平成28年度より新規開始)	全園長 2ヶ月/回程度	制度改定の動向を踏まえ、教育・保育内容や危機管理体制の見直し等、各園での課題等を抽出し、管理者として情報共有を図り、改善に向けた検討を行う。
園長会	全園長 2ヶ月/回(偶数月)	内部コミュニケーションの強化及び保育サービスの質の向上等を図る。

②各種マニュアル・様式の活用及び見直し

- ・「保育新人育成マニュアル」を始めとする、各種マニュアルの活用による育成体制の構築
- ・全園のマニュアルの統一化及び内容を精査するための検討会を各階層別(園長/主任・主幹/中堅)に区分して実施(中堅スタッフの育成を目的に含めた体制構築)
- ・全園統一の様式の運用開始(月案(全体・個別)、週案)

③自己評価に基づいた育成体制の検討

- ・個々の保育士等の自己評価及び、園全体の保育内容について定期的に自己評価を実施し、保育の質の向上や改善のための取り組みに反映させる。

【障がい部門】

- ①内容に応じて、高齢者部門・保育部門の研修会に参加。

IV. 人財確保体制

福祉人材の確保については、労働力人口の減少や他業種への人材流出も懸念される中、人材確保及び育成体制等の充実や労働環境の整備は、より総合的・中長期的な視点で取り組むことが肝要だと考える。平成28年度については、以下の活動を中心に活動を展開していくこととする。

①ホームページ・ネット・パンフレット等を活用した求人活動

- ・就職情報サイト・マイナビ2016の活用
- ・法人全体の採用関連ページの全面改定(平成28年3月オープン)後の運用管理
- ・高齢者部門各施設のホームページの全面改定及び「採用情報」の拡充
- ・求人に関するパンフレットの内容の再検討

②優秀な実習生を雇用へつなげる取り組み

- ・実習生の受け入れ体制の整備(マニュアル等の作成等)

- ・実習指導担当者のスキルアップのための取り組み(高齢者)
- ・実習生に対するアンケート調査の実施(採用へつなげるための情報収集及び実習の満足度調査)
- ③インターンシップの積極的な受入
 - ・高齢者部門の施設(主に京都北部)において、介護福祉士等養成校との連携強化及び当該学生への魅力発信を目的とし、Iターン・Uターン希望者のインターンシップの受入体制を強化
- ④職員の定着に向けた職場環境の整備(諸規程の見直し等)
- ⑤その他の求人に関する活動
 - ・無資格者の正規採用の推進(高齢者)
 - ・高卒者の積極的な採用(高齢者)
 - ・きょうと福祉人材育成認証制度を活用した人材確保の推進
 - ・介護初任者研修・実務者研修等の開講(大阪・京都)による介護人材の確保
 - ・学校との関係構築を目的とした訪問(高齢者・保育)
 - ・学内フェアも含めた各種就職フェアへの参加(高齢者・保育)
 - ・法人説明会の実施と内容の充実(高齢者・保育)
 - ・施設見学の積極的な受入及びその後の細やかなフォロー体制の構築(高齢者・保育)
 - ・その他求人に関わるツール、求職者への情報提供内容の見直し
- ⑥求人活動の分析及びその結果に基づいた体制整備

V. 情報開示・提供

社会福祉法人は、自らの事業や公益的な活動等の情報を積極的に社会に発信し、社会や地域からの理解と信頼が高められるよう取り組んでいく必要がある。成光苑においては、以下のとおり情報開示を進めていくこととする。

- ①ホームページによる情報開示(以下について掲載)
 - ・現況報告書・総括表
 - ・法人全体の中長期計画、事業報告・事業計画
 - ・財産目録、監査報告書、予算書・決算書
 - ・地域貢献活動状況等の各種活動状況等
- ②法人広報誌「ききょう」の発行(年3回)による法人情報の公開
 - ・事業報告・事業計画、予算・決算の掲載
 - ・地域貢献活動状況等の各種活動状況の掲載
 - ・顧客満足度調査結果の公表
- ③第三者評価受審及び結果の開示
 - ・受審結果は、各施設のホームページ等から結果公表のページにリンクして掲載
- ④経営協 経営情報開示システムを利用し以下の事項について情報開示
 - ・法人概要
 - ・公益的取り組み等の実施状況
 - ・財務情報報告…監査報告書/所轄庁による法人指導監査/公認会計士等による外部監査の報告書
- ⑤法人ホームページ内の掲載内容の検討(地域貢献事業等の諸活動等)
 - ・各施設のホームページの管理体制の見直し、定期的な更新を行える体制づくり
 - ・各施設・園からの新聞・園だより等の発行による情報発信
- ⑥各種行政等からの経営実態等のアンケート調査協力等